現 場 説 明 書 追 加 事 項

工事名　県道鹿忍片岡神崎線（東宝伝橋）橋梁補修工事

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>技術者の適正配置</td><td>１．請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。

２．専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。
　なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。</td></tr>
<tr><td></td><td>施工時間帯</td><td>１．本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難い場合は監督員と協議すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>建設副産物</td><td>本工事から発生する建設発生土については、原則、現場内で利用することとし、搬出する場合においは以下のとおり指定するものとするが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。なお、現場において予定していた土質及び土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。

<table>
<tr><th>種　別</th><th>搬出先住所</th><th>搬出先名称</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>第１種
建設発生土</td><td>岡山市東区
竹原2309番1</td><td>早坂建設（有）</td><td>L=16.6km</td><td></td></tr>
</table>

１．受入条件については、下記のとおりとする。
　１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
　２）土砂は、異物が混入していない建設発生土とする。

２．　建設発生土の処理については、施工計画書に基づき適正に処理すること。施工計画書に記している処理方法と異なる処理を行った場合は、契約違反となるので注意すること。施工計画書と異なる処理方法を行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</td></tr>
</table>

20260101

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td>一般事項</td><td>建設副産物</td><td>本工事から発生する特定建設資材廃棄物（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。
また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。

特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）
<table>
<tr><th>種　別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>ｺﾝｸﾘｰﾄ（無筋）</td><td>岡山市南区飽浦地内</td><td>（株）南備</td><td>L=23.9km</td><td></td></tr>
<tr><td>ｺﾝｸﾘｰﾄ（有筋）</td><td>岡山市南区飽浦地内</td><td>（株）南備</td><td>L=23.9km</td><td></td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>瀬戸内市牛窓町長浜地内</td><td>岡山アスコン（株）（牛窓）</td><td>L=11.2km</td><td></td></tr>
</table>
１．受入条件については、下記のとおりとする。
１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
２）ゴミ等を混入させないこと。
３）As殻については路盤材及び土砂の混入がない様努めるものとする。

２．特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</td></tr>
</table>

工　種	種　別	説　明　事　項
一般事項	変更後請負代金額の算出	１．請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。 変更後請負代金額 ＝（変更後設計金額(税抜)×（当初請負代金額(税込)／当初設計金額(税込)）×（1＋消費税率） 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	交通規制	本工事において、極力交通規制が伴わない工法又は、交通規制の期間が短縮される方法について検討し監督員に提出すること。
	その他	１．工事の実施に当たっては、道路交通法第７７条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。 ２．現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、工事中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。 ３．公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告すること。 ４．工事期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。 ５．工事中の一般交通開放区間の路面状況については、常時点検を行い特に注意を払い、万一凹凸等が生じた時は速やかに監督員に連絡し、対策を講じるものとする。 ６．施工に際し、現道の路面を損傷あるいは汚損しないようにすること。尚、路面汚損防止対策が必要な場合は、監督員と協議すること。 ７．現地の状況により既設構造物施設等の取壊し、復旧及び移設等の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。 ８．残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。 ９．本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。

工　種	種　別	説　明　事　項
施工一般	一般事項	１．施工中の民地への通路は確保するものとし、形態等については別途監督職員と協議すること。
道路土工	埋戻し	１．本工事の埋戻し土は、再生砕石（RC-40）を使用するものとする。
仮設工	一般事項	１別図「参考図（積算参考図）」は、積算内容を示したものである。よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。 ２．仮設の施工に当たっては関係法令要綱、指針及び現地条件を勘案のうえ、一般交通・沿道物件並びに工事の安全を十分考慮して施工しなければならない。
その他	交通誘導警備員等	１．交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員Ｂ（昼間交替要員無し）　４０人 なお、配置場所等については、監督員と協議すること。
	占用物件	本工事区間に埋設されている占用物件の占用者と十分調整を行いながら施工すること。なお、試掘が必要な場合は、監督員と協議すること。
	建設発生土の工事間流用	建設発生土の工事間流用が実施され変更事項が生じた場合は、発注者の指示にしたがい設計変更の対象とする。但し、原則として後者発注工事で変更処理する。